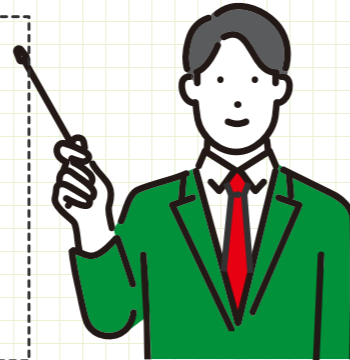


## 死後事務委任契約は…

### こんな方に薦めたい!

- ✓ 死後事務をしてくれる人がいない
- ✓ 残された親族やパートナーに負担をかけたくない
- ✓ 葬儀や埋葬方法に強いこだわりがある



## 死後事務委任契約の方法と注意点



死後事務委任契約は、生前に結んでおく必要があります。高齢になったり、認知症などにより判断能力に不安がある場合には契約ができない場合もあります。

元気な時に信頼できる人と契約を結ぶことが望ましいです。まわりに候補となる方がおられない場合には、司法書士などの専門家も候補者として検討されてもいいかもしれません。

### 相談できる安心を

## 広島司法書士会

Hiroshima Judicial Scriveners

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番69号

TEL 082-221-5345

FAX 082-223-4382

URL <https://www.shiho-hiro.jp>

広島司法書士会

検索



QRはこちら!

広島司法書士会で検索!



広島の司法書士が今、一番伝えたい情報を発信するニュースレター

# ろっぽっぽ通信

Hiroshima  
Judicial  
Scriveners

vol. 1

March  
令和6年3月



vol. 1 身近な法律や制度に関する情報を分かりやすくお伝えします

## 知っていたら役に立つ!

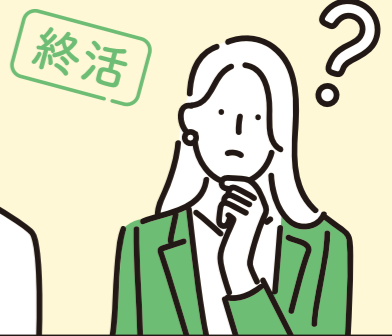
今回お届けする情報は…

皆さん、こんにちは! 広島司法書士会イメージキャラクター「ろっぽっぽ」です!  
これから定期的に、皆さんに旬な情報をお届けします!

## 死後事務委任契約について

「死後事務委任」???…って、なんだろう?

遺言や後見とは違うの??



## A 死後事務委任契約とは

葬儀や埋葬、遺品整理、各種解約など、死後に生じるさまざまな事務手続きを、元気なうちに、信頼できる第三者に依頼する契約です。

死後事務委任契約を結ぶことで、遺族や親族への負担を減らすことができます。死後事務は多岐にわたり、それらを一つずつ処理していくのは大変な作業です。

専門家や信頼できる人に任せることで、スムーズに手続きを進めることができます。



死後の事務は大変です…

遺族の負担を減らすことができます!



# 死後に生じる事務処理

## 役所への届け出や各種手続き

→各種受給者証の返納、還付金の受領手続きなど

## 施設や医療機関などへの支払

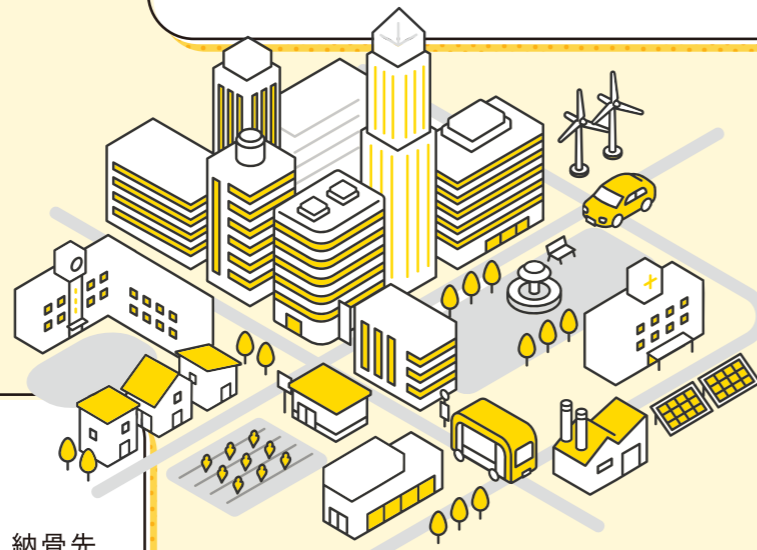
→本人の遺産から亡くなるまでの施設費用、入院費などの支払いをします。同時に、施設や病院に残っている私物を引き取ります。

## 親族への連絡

→死後事務委任契約の中で、予め死亡時に連絡してほしい人を決めておきます。

## 葬儀、納骨

→葬儀の規模、読経してもらうお寺、納骨先など本人が望む最後が叶えられるよう、死後事務委任契約の中で決めておきます。具体的な葬儀社や菩提寺を載せておくことも、葬儀費用の上限を決めて死後事務受任者に任せることもできます。



## 各種契約の解約

→アパートの解約・明渡し、電気ガス水道などの公共サービスの解約、固定電話・携帯電話、クレジットカードなどの解約を行います。

etc...

## 実務上の課題

死後事務委任契約の相手は、特別な資格を持つ必要はありません。親族や友人など身近な人であれば誰でもよいですが、「身近な人に手を煩わせたくない」「身寄りがいないため頼れる人がいない」という場合は、司法書士などの専門家などに依頼することもできます。

死後事務委任契約では、相続による財産承継に関して委任することはできません。死後の遺産分配は、法律や遺言に基づいて行われますので、死後事務委任契約だけでは相続の内容を変更することはできません。相続に関する意思表示は、遺言書など別の手段で行う必要があります。

死後事務委任契約の費用は、依頼した方の財産から支払われますが遺族や相続人が支払いを拒否することもあり得ます。その場合は、代理人と遺族や相続人との間でトラブルになる可能性があります。

そのため、死後事務委任契約を結ぶ際には、可能であれば遺族や相続人に事前に相談しておくといでしょう。

# 不安を解消するさまざまな制度

将来どうなるか分からないという不安は、だれでも同じです。予測できない事態に備えるために、死後事務委任契約の他にも色々な制度があります。

その他に?

### 見守り契約

支援が必要になった段階で、受任者(任せた相手)からの連絡が期待できないことも十分にあります。受任者と定期的に連絡を取ることで、みなさんの現状を把握し、関係性を築いていく期間の契約です。

### 任意代理契約

意思能力に問題はない、または減退してきたが後見相当には至らない段階において、自ら行うことのできない事柄を任せる契約です。預貯金の管理や日常生活の定期的な支払いなどを任せることができます。

### 任意後見契約

信頼できる方を後見人として、事前に契約で決めておくことができます。将来、判断能力が著しく低下し、自ら判断できなくなった場合に、みなさんに代わり、任意後見人が財産管理や身上監護を行います。また、任意後見開始と同時に裁判所により、任意後見監督人が選任されます。判断能力が低下した本人に代わり、任意後見人が適切に職務を行っているか監督します。

・・・みなさんの不安を解消するための仕組みは、他にも多く存在します。・・・



**例1 亡くなった後の不安だけでなく、認知症になった時の不安も抱えられている方**  
→任意後見契約と死後事務委任契約を組み合わせることにより、より安心な老後の生活を送ることができます。

**例2 独居で入院を繰り返している方**  
→見守り契約と組み合わせることで、亡くなった後、長期間放置されることを防ぎ、死後事務委任の実効性を高めることが期待できます。また任意代理契約で、入院中の財産管理も任せることができるので安心です。

## 契約締結と効力発生の時期

元気	ちょっと不安になってきた	判断能力が不十分	逝去(相続開始)
見守り契約 相談できる相手が欲しい	効力発生		
任意代理契約 いまずく支援してほしい	効力発生		
任意後見契約 将来、認知症になったら心配		効力発生	
死後事務委任契約締結			死後事務
遺言書作成 揉めないように遺産の分け方を決めておきたい			遺言執行
		法定後見 成年後見・保佐・補助家庭裁判所に申し立て	